

職業安定連絡協議会の設置について

趣旨

職業安定法（昭和二十二年法律第一四一号）第五十三條の規定に基き、同條の目的を達成する
ため、労働省に、職業安定連絡協議会（以下協議会という。）を設置する。

一、協議会において協議すべき事項

（一）職業紹介、職業指導、職業補導、労働力の需要供給に関する調査又は労働者の
募集について、関係官庁の事務の調整に関する事項

（二）国民の労働力を最も有効に發揮させる方法に関する事項

（三）その他前二号に関連して、労働大臣が必要と認める事項

二、協議会の委員

- | | |
|-----|-----------------|
| 議長 | 労働大臣 |
| 副議長 | 労働省職業安定局長 |
| 委員 | 総理府統計局製表第一課長 |
| | 物價庁第一課調査課長 |
| | 經濟安定本部労働局雇用安定課長 |

委員

- | | |
|----------------|---|
| 經濟安定本部建設局監督課長 | 〃 |
| 法務庁矯正総務局作業課長 | 〃 |
| 〃 検務局労働社会課長 | 〃 |
| 大藏省国有財産局賠償業務課長 | 〃 |
| 〃 管理局財務第二課長 | 〃 |
| 商工省総務局労働課長 | 〃 |
| 石炭庁生産局労働課長 | 〃 |
| 農林省大臣官房総務課長 | 〃 |
| 運輸省鉄道総局職員局総務課長 | 〃 |
| 〃 施設局工事課長 | 〃 |
| 〃 海運総局船舶局監理課長 | 〃 |
| 〃 港湾局港政課長 | 〃 |
| 〃 陸運監理局総務課長 | 〃 |
| 通信省労働局労働課長 | 〃 |
| 厚生省大臣官房総務課長 | 〃 |

委員

文部省社会教育局社会教育課長

学校教育局庶務課長

建設省総務局建設課長

道路局庶務課長

建設課長

河川局監理課長

治水課長

特別建設局營造部營造第二課長

特別調達庁契約局工事部工事契約課長

促進局工事役務促進部役務促進課長

事業局労務部労務課長

労働省職業安定局庶務課長

失業対策課長

失業保険課長

雇用安定課長

〇

〇

職業補導課長
労働市場調査課長

四、協議会の運営要領

一、総会 三箇月以上一回以上議長が招集する。

二、部会 議長が、必要があると認めるときは、特定の事項について、関係委員を招集する。

を招集する。

三、議長が事故ある場合には、副議長が議長の職務を代行する。

五、協議会の事務取負

一、幹事 労働省部員及び関係各官庁の二級の官吏の中から、労働大臣がこれを命じ、又は委嘱する。

命じ、又は委嘱する。

二、書記 労働省部員の二級又は三級の官吏の中から、労働大臣がこれを命ずる。

〔参 考〕

職業安定法第五十三條（官庁間の連絡）

政府は、この法律に規定する職業紹介、職業指導、職業補導、労働力の需要供給に關する調査又は労働者の募集について、関係官庁の事務の調整を図り、及び国民の労働力を最も有効に發揮させる方法を協議するため必要があるとき、は、連絡委員会を設置することができる。